

桑名市教育委員会議事録

平成 28 年 3 月 30 日（水）教育委員室において、桑名市教育委員会 3 月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（6 名）

教育長 近藤 久郎 教育委員 伊藤 茂一 教育委員 米田 真理
教育委員 松岡 守 教育委員 稲垣 陽子 教育委員 佐藤 強

出席参与者

教育部長 石川 昭人 教育総務課長 山下 範昭
学校教育課長 高木 達成 指導課長 山川 真史
人権教育課長 小森 和彦 指導課主幹 谷岡 伸悟
学校・園再編推進室長 山下 謙一郎
総務部次長 駒田 保 生涯学習課長 三浦 喜久子
文化課長 村田 政喜 スポーツ振興課長 安藤 昇

書記氏名

郡 厚

傍聴人

なし

議題

1 審議事項

- 議案第 8 号 桑名市就学援助条例施行規則の制定について
議案第 9 号 桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について
議案第 10 号 桑名市スポーツ推進員規則等の廃止について
議案第 11 号 桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
議案第 12 号 桑名市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正について
議案第 13 号 桑名市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について
議案第 14 号 桑名市就学援助費交付要綱の廃止について
議案第 15 号 桑名市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱の廃止について
議案第 16 号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について
議案第 17 号 桑名市青少年国際交流助成事業実施要綱の一部改正について
議案第 18 号 桑名市指定有形文化財の指定について（伊東富太郎家日記ならびに関連資料）
議案第 19 号 桑名市指定有形文化財の指定について（旧多度町議会関係資料）
議案第 20 号 桑名市指定無形文化財の種別・名称変更について（長島の八幡神社獅子舞）
議案第 21 号 桑名市指定有形文化財の解除について（絹本着色 仏涅槃図）
議案第 22 号 桑名市指定有形文化財の解除について（太刀 銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝臣村正作 2 口）
議案第 23 号 桑名市指定有形文化財の解除について（刀 銘 勢州桑名藤原朝臣村正作 2 口）
議案第 24 号 桑名市指定有形文化財の解除について（太刀 銘 勢州桑名藤原千子正重 2 口）

議案第 25 号 桑名市教育委員会文書管理規程の一部改正について

2 協議事項

桑名市学校教育あり方検討委員会 諮問事項等について

3 報告事項

3 月市議会の報告について

組体操による事故の防止について

体力・運動能力向上のための取組について

桑名市いじめ問題対策連絡協議会「いじめ問題を考える学習会」について

小・中学校における課題対応について【非公開】

5 連絡事項

平成 28 年 4 月の教育委員会の行事予定について

平成 28 年 4 月教育委員会定例会

平成 28 年 4 月 28 日（木）午前

(午前9時00分開会)

(教育長)

お待たせいたしました。ただいまから、平成28年3月教育委員会定例会を開催いたします。教育長および教育委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会は有効に成立していることを報告いたします。

また、本日は27年度から市長部局に補助執行いたしました事業のうち、教育委員会で決定すべき議事がございますので、総務部次長、生涯学習課長、文化課長、ならびにスポーツ振興課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書をご覧ください。事項書の3番、報告事項の小中学校における課題対応につきましては、児童・生徒の個人情報を含むものとなっておりますので、桑名市教育委員会会議規則第5条により、会議を非公開としたいと思っております。会議を非公開とすることについて挙手により採決します。非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。全員一致ということでございますので、小中学校における課題対応については、非公開とすることに決しました。なお、この議事につきましては、会議の最後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書1番の審議事項でございます。今回は大変多く、18件ございますので、担当課ごとに説明をしてもらおうと考えております。まず、議案第8号から第10号までを教育総務課長に、11号と12号を学校教育課長に、13号をスポーツ振興課長に、14、15号を教育総務課長に、16号を学校教育課長、17号を生涯学習課長、18号から24号までを文化課長、そして議案第25号を教育総務課長にと、それぞれ質問を受けたいと思っております。それでは議案第8号から順に説明をお願いします。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下です。よろしくお願いいたします。

議案第8号桑名市就学援助条例施行規則の制定につきまして、ご説明いたします。

この施行規則は、前回2月の定例会にてご承認いただき、3月市議会定例会で議決されました、桑名市就学援助条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。

まず、第2条の定義ですが、条例第2条第1号及び第2号中に記載のある桑名市に住所を有しの定義を規定しています。

次に、第3条の対象者ですが、条例第3条第2号に規定する対象者の定義を規定しています。生活保護基準の需要額に対して、申請者の収入が1.4倍以内と規定したものであります。

次に、第3条第2項では、申請者と生計を一つにする世帯員の定義を規定しています。

次に、第3条第3項では、条例第3条第3号に規定する就学援助の対象者を規定しています。

年度途中で経済状態が著しく変化した場合や就学する学校長が特に援助が必要であると意見した場合に、対象とできることを規定しています。

次に、第4条では、就学援助の額を規定するもので、別表に記載しています。学校給食費実費を始め、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、それから新入学児童生徒学用品費等、医療費というところで、小学校、中学校別に限度額を記載しています。

第5条では、条例第5条の申請は、毎年度行うこととし、その申請書と一緒に添付する書類等を規定しています。

第6条の認定は、条例第6条の審査や就学援助の要否を認定したときは、学校長へ通知することを規定しています。

次に、第7条では、条例第8条に規定する就学援助費の支給時期や支給方法などを規定しています。

次に、第8条では、就学援助費の受領等を委任する場合の様式や委任を受けた学校長は、就学援助費を未納金に充当することができる規定を設けたものであります。

次に、第9条では、就学援助の変更届出や辞退届出に係る書類の様式を規定しています。

次に、第10条では、就学援助費を目的外にしようした場合や対象者から外れた場合の認定の取り消しを規定しています。

この規則は、平成28年4月1日から施行するものであります。議案第8号につきましては、以上のとおりです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

説明を終えた訳でございますが、ご質問、ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思っております。

(伊藤委員)

これをどうこうじゃないんだけど、同一世帯という考え方、例えば三世帯同居の方が良いと言ったりするにもかかわらず、これだと同居しない方が得になるのではないのか。

(教育総務課長)

そうですね、分けた方が。

(伊藤委員)

自分が親と一緒にいる時に、老人施設に入れる時に、やっぱりそういう話が出た。同居だとあなたの給料も影響します。ちょっと待ってよと僕は言ったことがあるんだけど、これは地方で言ってもしょうがないんだけど、大事な問題だから上へ意見として挙げて行って欲しい。

本当に日本の国が老人にしても子どもにしても、みんなで見ようという意識があるなら、こういう発想で金を分けていくというのは、同居であったとしても、仮にシングルだったら、お母さん、お父さん、その方の収入だけで判断した方がいいのではないのか、昔からの問題だからどうしようもないんだけど、やっぱりちょっと一考していただけた方がいいんじゃないか。

(教育長)

国からこういう形で基準が示されて、それに則ってということでございますので、やはり貧困の問題はこの後もかなり議会でも議論されていきましたので、意見としては十分出させてもらおうと考えております。

それと本来もう少し、補助規定についても少しどうだろうと。例えばクラブ活動の話なども出ていまして、費用の掛る部活はできないだろうかと、そこのところをどう考えているのだということで、かなり質問をいただきまして、基本的に義務教育の無償というのは何を指すのだということもあったのですが、国の考え方は、要するに授業料と教科書のみは無償だというふうを考えているようですので、どれぐらい市町で出来るのかということも考えていかなければならないと思います。国のお金がどれだけ入っているか。

(教育総務課長)

3分の1です。ただ、それは要保護世帯のみですので、準要保護世帯は完全な市単です。

(教育長)

市単だとある程度考えてみてもいいね、中身は。

(教育総務課長)

そうですね、市の裁量で。

(教育長)

今いただいたご意見などをもとに今後考えていきたいと思っておりますし、然るべき時にはしっかりと要望も出していきたいと考えております。それでは、今の説明につきまして、他にご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(米田委員)

このことについての質問ではないのですが、だいたい就学援助については、学年の始めに学校で説明をして、各生徒に配られるという形が多いんですけども、この文書は私にとっても難しい。こういう法令調の文章はややこしいんですけども、それを見た親が、じゃあ申し込もうという気になる親が、ある程度理解力がある親だと思いますので、こういう制度があるからというふうな声掛けも、生徒以上に充実させていただくようお願い致します。

(教育総務課長)

議会の方からも質問をいただきまして、周知につきましては入学説明会とかですね、年度の始めに学校長を通して説明させていただいているのと、併せて学校の方からも未納のある方も含めて、ちょっとおかしいな、というところにはこういう制度があるよということはフォローしていただいているという現状です。

(伊藤委員)

例えば東日本大震災で、就学援助で、他に使うといけないので完全に商品券の形で、そういう目的だけに使えるというふうにしている。そういうことも、生活保護も含めてそのお金で、例えば本来の目的でないところに使われて困っている人がいたりするので、そういう方法も桑名はどうあるべきかと考えていくのも1つの方法じゃないかな、という気はする。

例えば、塾の月謝代として使えるとか、東日本ではそういう形で決めたものには何十万と出すわけ。千円単位の商品券みたいになっているという。そういうのも1つの方法だと思うので、お金の渡すと、ちゃんと使っているかという問題があって、そんな方法もこれからは考えていかないと。

(教育長)

いろいろと工夫もしていかないといけないと思いますが、就学援助のお金は割と親御さんとの関係で、今も未納に充てるということもありましたけれども、それはできるんです。ただ、生活保護のお金が一番危ないんです。生活保護の場合は、そのまま保護者の方へ行きますので、それを貰うためにはその保護者との契約をしなければならないという状況になります。国の縛りがありまして、出来るだけ目的外使用をしないように考えていきたいと思っておりますので、今のアイデアも参考にさせていただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。それでは、挙手による採決をいたします。議案第8号桑名市就学援助条例施行規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

全員一致でございますので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて議案第9号桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

(教育総務課長)

続きまして、議案第9号桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。この議案第9号につきましても、前回2月の定例会におきまして、子ども子育て会議条例の一部改正で、会議の庶務を行う、室の名前を学校・園再編推進室から教育環境整備室に改める議案をお認めいただいたところですが、それに伴いまして、教育委員会事務局内部組織規則にあります、課内室の名称を改めますとともに、事務分掌を改めるものでございます。

次のページの対照表を見ていただきますと、改正前が、上の課内室の方は今説明したとおりで、下の事務分掌なんですけれども、改正前が、学校及び幼稚園の再編に関することでしたが、改正後は、望ましい教育環境の研究、企画及び調整並びに整備に関するものと改めるものです。

議案第9号につきましては、以上のとおりです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

説明が終わりましたので、ご質問ご意見がございましたらよろしくお願い致します。よろしいでしょうか。それではこれも挙手により採決を致します。議案第9号桑名市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。全員一致ということでございますので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第10号桑名市スポーツ推進員規則等の廃止について、説明をお願い致します。

(教育総務課長)

続きまして、議案第10号桑名市スポーツ推進委員規則等の廃止につきまして、ご説明いたします。これは廃止のあらましにもありますけれども、桑名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて例規の整理を行うことに伴い、廃止するものです。わかり易く説明させていただきますと、教育委員会規則を廃止いたしますが、改めて市長が同じ規則を制定することになります。部局が変わったことに伴い行うものでございます。スポーツ推進委員を始め、体育館、野球場、テニスコート、プール、多目的体育施設等の6つの規則を廃止するものであります。議案第10号につきましては、以上のとおりです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

説明は以上でございます。ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

それではこの件につきましても、挙手により採決を致します。議案第10号桑名市スポーツ推進委員規則等の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。全員一致でございますので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは続きまして、議案第11号について事務局から説明をお願いします。

(学校教育課長)

学校教育課長、高木でございます。資料をご覧ください。議案第11号につきましては、桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正ということでございます。裏面をご覧ください。理由といたしましては、平成28年度から事務職員に新たに主任が規定されることになりました。

これは一般の主事とそれから主査の間に、これまでも給料表でいうと、2級と4級ということで、主査が4級、一般が2級になっていたのですが、その間に3級があったのですが、その3級に値するものところに主任という名をつけたということでございます。従いまして、それによりまして市も、事務職員等をもってあてる職といたしまして、主幹又は主査というところに、ここを主査又は主任ということで主任を付け加えさせていただくものでございます。以上です。よろしくご審議をお願いします。

(教育長)

ご質問がございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。

それでは挙手により決めさせてもらうのですが、議案第11号桑名市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。引き続きまして、議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

(学校教育課長)

引き続き学校教育課長高木です、よろしくお願いします。議案第12号につきましては、桑名市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正についてでございます。内容につきましては自治会の自治会名の変更、それから自治会の廃止、それから新たな自治会の設立ということに伴いまして、それぞれ各小学校区、それから中学校区においてのその変更事項について記載をさせていただいたものでございます。読み上げると大変長くなりますので、それぞれ次ページ以降の改正前、改正後のところで変わっているところ、それから削られたところ、加わったところということで、ご確認いただきたいと思います。以上でございます。

(教育長)

ご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではこれも挙手により採決いたします。議案第12号桑名市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第13号について、事務局からの説明を求めます。

(スポーツ振興課長)

スポーツ振興課長の安藤です、よろしくお願ひします。私からは議案第 13 号桑名市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。この桑名市公共施設予約システム利用に関する規則の一部改正につきましては、桑名市深谷野球場を含む周辺地域の分合筆を行ったことに伴ひ、地番が桑名市大字下深谷部 5080 番地の 7 が桑名市大字下深谷部 5080 番地の 6 に変更になり、また、桑名市江場テニスコートにつきましては、老朽化により明日、3 月 31 日をもって閉鎖することになり、桑名市公共施設予約システムから桑名市江場テニスコートを削り、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらお出し下さい。

(松岡委員)

江場テニスコートは、跡地はどうなるのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

江場テニスコートはですね、土地が上下水道部ですので、そこが使用ということで、上下水道部の砂の置き場になるというようなことを聞いております。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(松岡委員)

テニスやっている人たちから意見は無いのですか。

(スポーツ振興課長)

ある程度、あなたの声でありましたけれど、ひび割れが 1 cm 以上あってプレーにも差し支えがありますし、ちょっと怪我をされた方もいますので。

(松岡委員)

廃止も止むなし、ということですか。

(スポーツ振興課長)

そうです。多額の費用がかかりますので。32 年程が経っていますので。

(米田委員)

修繕ではなく廃止なんですか。

(スポーツ振興課長)

そうです、修繕だとたいへん費用がかかるので。

(伊藤委員)

元々、上下水道のタンクの上なんですよ。

(教育長)

そういう事情がございまして、廃止ということで。

(伊藤委員)

さっきスポーツの関係が総務部に移ったのでと説明があったが、公共施設の予約、これはまだ教育委員会でやっていくの。

(総務部次長)

この公共予約システムというのは、生涯学習の公民館等の予約システムも含まれておりますので、まだ教育委員会の権限に属するものです。

(伊藤委員)

わかりました。

(教育長)

他によろしいでしょうか。それでは議案第 13 号桑名市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

それでは続きまして議案第 14 号、事務局のから説明をお願いします。

(教育総務課長)

議案第 14 号桑名市就学援助費交付要綱の廃止につきまして、ご説明いたします。こちらは、廃止のあらましに記載のとおりなんですけれども、桑名市就学援助条例及び同施行規則の制定により、要綱を廃止するものであります。議案第 14 号については、以上のとおりであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

ただいま説明があったとおりでございますので、ご質問がございましたら出してください。よろしいですね。それでは挙手により採決をいたします。議案第14号 桑名市就学援助費公布要綱の廃止について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。本議案は原案のとおり可決することに決しました。それでは続きまして議案第15号、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下です。続きまして、議案第15号桑名市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱の廃止につきまして、ご説明いたします。これは、桑名市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて例規の整理を行うことに伴い、廃止するものです。この議案につきましては、先ほど、ご承認いただきました議案第10号桑名市スポーツ推進委員規則等の廃止と同様に、教育委員会規則を廃止いたしますが、改めて市長が同じ規則を制定することになります。以上のとおりであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

ただいま説明いたしましたように、ご質問等ございましたら、お出してください。よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

中学生の全国大会と一般とを分けて、こういう規定を作った方がいいのではないかと。やっぱりそうしないと、市長部局で中学生の金額も決められることになってしまうのではないかと。

(学校教育課長)

中体連関係と全国大会に行く者については、私どもの方でまた補助が出来る。

(伊藤委員)

補助と違う、激励金や。激励金は、補助と違う。激励金は中学校でも貰っているだろう。

(教育長)

そうですね。

(教育長)

これはどうだろうね。これはスポーツ振興課長、どういう形で、そうやって分けて出来るか。

(スポーツ振興課長)

同じように改正、また一部改正であればできます。

(教育長)

それと教育委員会の方の要綱は廃止しますね。

(スポーツ振興課長)

はい。ただ、同じようにそのまま総務部で同じ条例を作っています。

(教育長)

それも今から作るのか、もう作ってあるのか。

(スポーツ振興課長)

もう作ってあります。変更になっただけですから。

(教育長)

それは中学校までと、一般と分けては出来るのか。

(スポーツ振興課長)

お金は一緒です。

(教育長)

金額が一緒にしても、今後のことを思うと、今の意見は、分けておいた方がいいんじゃないかというご意見ですね。

(伊藤委員)

まあ一年検討をしてもらって。

(総務部次長)

先程、伊藤委員からそういったご意見をいただきましたけれど、予算上は、社会教育費、スポーツの予算は体育振興費の中で組むことになりますので、予算絡みもございますので、考えさせてください。分けて、例えばこちらが下がっても、こちらが変動しないとかそういうことはちょっと難しいかと思いますので、予算上はもう一緒ですので、小学校さん中学校さんと、一般の方、高校生以上の方と分けてもそういうような有利性があるかどうか、検討させていただいてということでお時間をお願いします。

(伊藤委員)

せっかく検討してもらえらんだったら、例えば予算立てが一緒だからできないとうのではなく

て、予算立ても分けたらという発想で、市で決めることだから別にできないことはないのではないか。

中学生も大人もずっと同じでやるという考えでいくのだったらいいが、ひょっとすると大人は無くてもいいんじゃないかという発想が出てくると思う。その時、中学生も無くなってしまうんじゃないかとちょっと心配になる。そういう意見もあり得ると思うので、やっぱり考えた方がいいと思う。

(総務部次長)

今の伊藤委員の意見につきましては、先般もちよっと議会の方で、あまりにも全国大会であるとか、あと例えば世界大会であるとか、オリンピックに出ていっても5万円ということで、あまりにも少なすぎるのではないかという議論がございましたので、またその辺りも含めて今の事も検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(教育長)

できるだけ分けていただくといいかなと思っておりますけども、よろしくをお願いします。他にご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号桑名市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱の廃止についての挙手を求めます。15号について委員の挙手を求めます。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、本議案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第16号、事務局から説明をお願いします。

(学校教育課長)

第16号につきましては、桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正についてということでございます。裏面をご覧ください。これまでは区分6の所で、桑名市小中学校長会補助金という名称になっておりました。これはですね、財政当局の指導もあつたんですけども、内容的にやっていたということが、学校運営上の課題でありますとか、教育課題に対して研究していただいて、その結果を桑名市教育委員会の方に提供いただくと。いただいた資料を基に教育委員会の方で学校間の連携や学校運営の充実を図るということに資するようにしていくということでございます。従いまして、補助金ということは本来、校長会の方が主になってやっているものだと補助金でいいんですが、こちらの方が研究をお願いして、こちらの方で必要なものやってもらっていると、そういうことになると交付金になると、いうことをご指導を受けました。それに従いまして、こちらの方、補助金から交付金ということで変えさせていただきました。た

だ、その交付金という内容がより解りやすくなるように、交付の目的でありますとか、事業等の内容につきましても変えさせていただいたということです。従いまして、ここの6の項を削らせていただいて、全体に項を上げさせていただいて、最後の26のところはこの交付金の規定を付け加えさせていただくということで対処いたしております。ご審議をお願いいたします。

(教育長)

ご質問等ございましたら、お願い致します。

(伊藤委員)

補助金というのと交付金というのと、どんな意味が違うのか。

(学校教育課長)

補助金と言うと校長会がやっていることを助けるために資金を援助することみたいな形で、交付金の場合は、こちらがやっていることに対して、むこうにちょっと助けてもらう、そのための費用を、お願いしているので払うという場合は交付金です。

(伊藤委員)

そういう発想でいくと、交付金だけでそのことが出来るということか。他のお金を足すということは無いというだね。

(学校教育課長)

その部分については、という。

(伊藤委員)

そこが一番大事だと思う。補助金というのはお金を足してあげる、何かをやる時。交付と言ったらそのお金で物をどう実施するスタンスになる。そのへんを校長会の方がちゃんと理解していただけるかどうか。名前だけ変えて、法的にこうだからというのはわかるんだけど、交付金だけではできないことをやれと言われたら、校長会はできませんと言えるわけでしょう、交付金だから。校長会としては、市教育委員会からこういうふうなお金を交付するから、これだけでやってくださいということだから。それが十分できるようでないと、お断りしてもいいということだから、そういうことをきちっと認識してほしい。

(学校教育課長)

それだけのお金を交付するのでそれだけの内容をお願いしたいということと、逆の立場で言えば、こっちはそれだけのことをするのだから、これだけのお金が欲しいという関係をしっかり、緊張感のある関係になるように、また交付するときにも担当者と十分打ち合わせをしたいと思えます。

(教育長)

ご指摘の通り、ちょっとやっぱり弱まるんです。校長先生方が自主的にやるということに対して、補助を出すと言うならば、校長先生方がかなりやる気も出るのですけれども、逆にこっちからやれと言って、あれはこうしろとかの関係だったら、その範囲しかできませんねということも考えられることですので、少し関係はどうかなというところはあるのですが、予算上のこともありまして、こういうことですので、校長先生方にも十分ご説明をしてですね、今後よりよい関係を作っていきたいと思います。

(学校教育課長)

ただ、こういうことをやっていただくのは、当然我々の為にやっていただくんですけれども、やっていただく中では、校長先生方ご自身の経験に資することになりますので、WIN-WINの関係ということで、やっていきたいと思います。

(教育長)

他によろしいでしょうか。

(松岡委員)

補助金を交付金に変えるだけでなくて表現を変えている訳ですね。これは整理というと、桑名市小中学校長会から桑名郡市小中学校長会に変わるだけですか。

(学校教育課長)

これは正確な組織名というのはもともと桑名郡市小中学校長会となっていましたので、その辺もより正確を期して、記載をさせていただいたということもございます。

(教育長)

桑名も木曾岬からもお金をもらっているの。

(学校教育課長)

木曾岬からは、出ていないと思います。

(教育長)

そうなるなら桑名郡だったら木曾岬からも貰わないといけないと思うんだけど。

(学校教育課長)

また交渉します。

(教育長)

よろしいですか。

それでは議案第 16 号 桑名市教育委員会関係事業補助金等交付要綱の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

はい、ありがとうございます。本議案は原案のとおり可決することに決しました。それでは続きまして、議案第 17 号を事務局から説明を求めます。

(生涯学習課長)

生涯学習課三浦です。よろしくお願ひいたします。議案第 17 号桑名市青少年国際交流助成事業実施要綱の一部改正について、ご説明いたします。裏面をご覧ください。現行の要綱におきましては、助成の対象者が中学生から 25 歳までの者になっております為、複数回の申請が考えられますので、1 人 1 回限りとすることを新たに付け加えさせていただくものであります。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ致します。

(教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

(佐藤委員)

事業の内容というのはどういったものなのですか。

(生涯学習課長)

これは国際交流基金という平成 18 年に寄付をいただいたものを基金としまして、青少年の国際感覚を養う海外留学をしていただく方に対して助成を行うものです。

(佐藤委員)

例えば桑名だったらロータリーの交換留学生とかありますけれども、ああいったものにも適用されるわけですか。

(生涯学習課長)

対象の条件とかありまして、30 日以上海外へ研修に行ってください方で、いくらかのこの金額、海外留学資金がいくらというか、そういった条件に当てはまれば、対象となります。

(教育長)

これは基金から始まっていたよね。あと、残金はまだ十分にあるのですか。

(生涯学習課長)

これは平成20年度から始まりまして、各年5人までですので、5人が全員行っていただくとなりますと、平成29年度まではあります。

(教育長)

それ以降はどうされるんですか。

(生涯学習課長)

それ以降は、こういった国際社会で感覚を身に付けていただくためにも、続けていくように基金の方も考えていかなければいけないなというところです。

(教育長)

でも底をつきますよね。

(生涯学習課長)

はい、それをどうするか課題です。

(総務部次長)

ご質問の件につきましては、昨年度の予算調整会議の中で、市長、副市長ともこの基金の残金についてお尋ねをいただきました。それで、29年度で枯渇をするというところで、一応こういう事業は続けていきたいということですので、29年度で基金は枯渇をしても、財政当局とも相談をさせていただいて、ふるさと納税等を充てていただくというような形で出来る限りこれは予算を、確約はできませんけれども、とっていきたいし、それについては市長、副市長とも一定のご理解をいただいているということで、所管課としては今後とも続けていきたいと考えております。

(教育長)

効果はあったんだろうか。

(総務部次長)

やはり国際交流ということで、若い方が30日とか1ヶ月以上、2月とか出られて、そして助成対象にということで、面接もさせていただくのですけれども、やはり色々その経験を生かして、これからも生かしていきたいということをおっしゃられますので、一定の効果というのは表れているというように感じております。

ただ、財源が枯渇してきたということで、今までですと1年に5人以内ということで、同じ子が来年も再来年も行った時は、今の現行の制度上は申請できるということになりますので、幅広くという意味で、1人1回にさせていただきたいと、文言を付け加えさせていただきました。

(伊藤委員)

ちょうどジュニアサミットがあり、いろんな企業さんから桑名市にたくさんご支援いただいて

いる。そういうこともあるので、これがもっと市民の方に知られていたら、例えばそういうご支援いただいた時にこれに出してあげようかというふうに、あるいは残金が出たらこちらへとか。せっかくの国際交流だから、ちょうどいいタイミング。

(総務部次長)

財源の方は、考えさせていただきたいと思います。

(教育長)

ポストサミットも含めて、ということでございますが、よろしく申し上げます。他によろしいでしょうか。

それでは議案第 17 号桑名市青少年国際交流助成事業実施要綱の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。原案のとおり本議案は可決することに決しました。

それでは、議案第 18 号から 24 号までは、文化課所管の議案でございますので、一括して説明をお願いします。

(文化課長)

文化課の村田でございます。よろしく申し上げます。まず、議案第 18 号、議案第 19 号は関連連しておりますので、併せて説明させていただきます。ともに桑名市指定有形文化財の指定についてですが、本年 2 月 25 日桑名市文化財保護審議会において承認をいただきました伊東富太郎家日記ならびに関連史料と旧多度町議会関係史料を桑名市指定有形文化財の指定にするものでございます。その内容をご説明させていただきたいと思います。

まず、議案第 18 号の伊東富太郎家日記ならびに関連史料ですが、その内容は次のページに古文情報の写しを一部載せさせていただいておりますが、桑名市多度町香取に所在する伊東家は、木綿屋という屋号で酒造業を営み、地域の名望家として知られています。酒造業だけでなく、小作人をかかえる地主であり、茶・養蚕・ミカンなどの生産も行うなど、農業経営でも成功した方でございます。日記は明治 2 年のものが最も古く、昭和 35 年まで残されています。点数は年代不明のものを含め 186 点あります。当初は、横帳に毛筆で書かれていましたが、明治 40 年に所有者の常三郎が亡くなってからは、市販の日記帳に毛筆、次第に万年筆へと変わっております。一部、欠損が見られますが、内容は多岐にわたり、毎日の行動記録や香取村や近隣で起こった出来事などが書き留められており、当時の生活実態を窺う上で非常に重要な史料となっております。そうしたところから、この関連史料を文化財の指定にするものでございます。

続きまして、議案第 19 号旧多度町議会関係史料の内容を説明させていただきます。明治維新以降、廃藩置県による県の統廃合や大小区制などの地方行政単位の変革をへて、明治 22 年に市町村

制が施行され、桑名郡は1町15村に整理・統合されました。江戸時代の村でいけば、多度村、小山村、戸津村、柚井村、肱江村の範囲が新たに多度村として誕生いたしました。その多度村が誕生して以後、欠本となっている明治29年度分を除き各年度の多度村役場村会書類として残されており、昭和の大合併により、野代村の資料も昭和28、29年分のみ残されています。多度町となってからも資料はそのまま引き継がれ、多度町議会もあわせて伝存しておりますことから、桑名市指定の文化財に指定するものでございます。議案18号、19号の文化財の指定については、以上でございます。

続きまして、議案第20号の説明をさせていただきます。これは、桑名市指定無形文化財の種別名称変更についてですが、北島獅子舞の名称を長島の八幡神社獅子舞に変更するものでございます。その変更の原因といたしましては、北島獅子舞は八幡神社の氏子の中でも北島地区によってだけ継承されてきました。しかし、昨今の少子高齢化によって、担い手不足が深刻になってきています。このままでは、獅子舞の継続が難しくなってきたため、八幡神社の関係者で協議した結果、もっと幅広く参加者を呼び掛けてはどうかということになりました。八幡神社は、北島地区だけではなく、西外面の5地区、その5地区は、北島、駅前、中筋、戸浅、築戸という5地区から氏子圏となっておりまして、そこからも獅子舞に参加ができるように名称を変更しようというものでございます。

続きまして、議案第21号から24号については関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

まず、21号、絵画で絹本着色涅槃像、これは伝馬町の十念寺さんがお持ちの物でございます。

続いて、第22号は、桑名中臣神社さんが所有の物で、太刀 銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝臣村正作の物でございます。

続きまして、23号は神館神社さんが所有の物で、工芸品 刀 銘 勢州桑名藤原朝臣村正作の物でございます。

続きまして、24号、桑名中臣神社さんが所有の物で、工芸品 太刀 銘 勢州桑名郡藤原千子正重作のものでございます。

これらは、共に三重県文化財保護条例第5条第1項の規定により、平成28年2月3日付け三重県教育委員会告示第4号で三重県指定文化財に指定されたため、桑名市の指定を解除するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(教育長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは一括して挙手により採決いたします。議案第18号ないし19号の桑名市指定有形文化財の指定について、議案第20号桑名市指定無形文化財の種別・名称変更について、議案第21号から24号の桑名市指定有形文化財の解除について、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。全員一致でございますので、本議案は全て原案のとおり可決することに決しました。

それでは審議事項の最後となりますが、議案第 25 号を事務局からの説明を求めます。

(教育総務課長)

教育総務課長の山下です。議案第 25 号桑名市教育委員会文書管理規定の一部改正につきましてご説明いたします。改正のあらましをご覧ください。学校・園再編推進室を教育環境の整備についてのあり方を検討する組織として改編するため、所要の改正をするものであります。課名を改正するほか、文書の記号を教総再から教総環に改めるものです。以上のとおりであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(教育長)

それではただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。

それではこの件につきましても、挙手により採決をいたします。議案第 25 号桑名市教育委員会文書管理規定の一部改正について賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

(教育長)

ありがとうございます。全員一致でございますので、本議案は原案のとおり可決されることに決しました。

続きまして、報告事項ではございますが、総務部の方々が来てくださっておりますので、文化財に関するところでございますが、徳成邸についてここでご説明をさせていただきたいと思っております。

(総務部次長)

お手元に配布させていただきました諸戸徳成邸についてという資料をご覧ください。この資料は、市のホームページで公開させていただいているところでございますし、諸戸徳成邸につきましては、2月16日の全員協議会以降の翌日の新聞で大きく各紙報道されましたので、内容についてはご存知かと存じますが、改めてご説明をさせていただきます。

諸戸徳成邸につきましては、平成18年3月頃に所有者様がマンション建設ということで、計画が浮上しました。その時たまたまマンション建設を請け負われた会社が倒産されたということで、その計画がとん挫をされ、そこから市と所有者と協議をさせていただいて、そして現地調査をさせていただいた。それが平成18年から21年ということで、諸戸徳成邸調査報告書というものを作成いたしました。

その調査の結果、諸戸徳成邸の庭であるとか、建造物は歴史的価値が高いということが判明いたしました。また、平成24年の6月には、文化庁の文化財部記念物課の方がおみえになりまして、

近代庭園、公園等に関する調査報告書においても近代庭園の重要事例のひとつということで、国からも高く評価をされたところでございます。

これまでの管理といいますのは、諸戸さんと市との間で、そういう文化的価値が高いということで、取得というか、そういう形で具体的な協議はないまま、ずっと待っていただいているという状態が続いておりましたけれども、26年12月くらい、私が文化課長を拝命しておった時でございますけれども、もうそろそろ、長く待たせていただいたので、最終的なご判断をお願いしたいということがございまして、それを受けまして、市といたしましては、取得の方向で平成27年度の当初予算に、土地基本鑑定評価と保存検討調査、10年近く調査から経っておりますので、検討調査というのを実施させていただきました。

そこで金額的に評価額は土地の評価額は更地で3億3千万、ということで所有者の方もその範囲内ということをご希望なさいましたし、修復費用が、補助がつくものの約9億円というところが判明いたしました。そしてそれ以降取得しても、当然ランニングコストというのはかかるということで、そこで現在の桑名市の財政状況といたしましては、今すぐに取得をして、修理をして、そして維持管理をしていくというのは、かなり厳しい状況にあるということで、財政状況が好転すればということで、当然何かのお約束の書類というのは書けませんので、それこそ無期限でお待ちいただくということも、これも所有者様にとっても、10年待っていただいた上ということで、先方様からもこれ以上はお待ち申し上げることはできませんと、いうことでもございましたので、2月16日に開催をされました市議会の全員協議会で報告をさせていただいて、そして下にも書いてございますけれども、市としては大変残念な思いと、また所有者様につきましては、これまで長くお待ちいただいたことに感謝申し上げますという文書を今公開させていただいてございます。

そして2月16日以降の全員協議会の後3月15日に市長と諸戸様とお会いをいただきまして、このことについてご理解の方をいただいたと。所有者は諸戸様のお母様、かなりご高齢の方でございますので、3月23日に市長が東京へ出張された折に、お母様ともお会いをさせていただいて、このことについてご理解を賜ったということで、今こういう形でホームページに記載をさせていただいておりますので、委員の皆様にはご報告をさせていただきます。以上でございます。

(教育長)

はい、ありがとうございました。そのような経過でございますが、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思っております。教育委員会でも、一昨年前までかなり議論してきたことでもございますが、よろしいですか。

(米田委員)

今後の為ですけれども、古いものがでてきて、いま古民家が注目されているところでもありますし、文化財的価値が高いという国のお墨付きまでいただいている物ですから、今後、市が取得するかどうかという、お金の面の問題だけではなくて、取得したらどう使うかというビジョンがあれば10年あれば例えば寄付の窓口を作るとか、その企業様からも作るとかNPO法人を立ち上げるとか、いろんな道があったように思うんです。もし取得したらこう使っていきたい、例えば

教育委員としての意見であれば、子どもたちが今、日本、本格的な昔ながらの日本家屋で住んでいる子というのはだんだん少なくなってくる訳ですから、こういうところに住んでいたんだよと、居住空間だったという点で、六華苑と全然違う訳ですよ。よそ行きの空間とそこで暮らしていた、とても小ぢんまりとした、奥様のお部屋なのに一番小さく作ってあるとか、そういう色々あるわけですから、共有の家として、昔ながらの日本の家こんなだったよとか、庭園こんなだったよってわざわざバスに乗って市外、県外に社会見学に行かなくてもそこにあるとか、あとそれか三岐鉄道から歩いて駅西の方へ歩く良いハイキングコースになるわけですから、駅西の再開発と併せて活用を考えると、名古屋市で東山荘とか揚輝荘とか、古い建物を使って、施設として使っている事例もある訳ですから、そういったところをもう少し調査して併せて考えると、その10年の間にこう使っていくというビジョンがあれば、お金の集まり方も違ったと思うんです。徳成邸のようなことがあれば、お金の問題以前にこう使うというビジョンを示してくださるようお願いいたします、ということをお伝えください。

(総務部次長)

わかりました。今のご意見は貴重なご意見として。

(伊藤委員)

今後ということだったら、例えば文化財の保護審議会、これはもう全部報告して、ある程度ご理解いただいているのか。

(総務部次長)

すべて報告させていただいております。

(伊藤委員)

今後、どんなものが出るにしても、市が取得するという事は、ほとんど難しいわけですよ、今の財政状況では。だからその時に米田委員が言われたようなことも意識してやらないと、文化財保護審議会委員の方も、なんでも大事だ、大事だと言っているだけの役割でないと思うので、やはりそういうことも意識してもらわないと。国全体がこのままね、これ大事だ、大事だと言っているのかどうかということも、国の財政も問題となってくるわけだから。

私は、明治時代の物がこれからどんどん出てくるような気がする。日本が、いまの国の形になったのは明治だと思うので、やっぱりその部分というのは非常に大切なんだけど、桑名にあるからじゃなく、日本でこれとこれというふうに、国がそういうふうにならないと、どこでも一応は残していこうというのは無理があると思う。全体で考えるようにしてもらいたいなと思います。

(総務部次長)

ありがとうございます。また、そういった発言をする場がございましたら、そういった要望も言いたいと思いますし、本当に伊藤委員の言われた一つの自治体の中で、一つのそういった物っていうのは、先般もご存知かと思いますが、尾鷲でもやはり寄付をされるということで、まあ寄

付を受けられてありがとうございますと。ただしランニングコストが掛りますので、議会で諮られたら否決ということで、ちょっと頂くとおっしゃるけど待ってくださいということで、所有者の方が、それはあまりに失礼だから訴えると、訴訟問題になったような事案もございますので、おっしゃったように一自治体の中で、保存というのは非常に難しい時代がやってきたかなと思っておりますので、今おっしゃっていただいた国でも、ここと、ここと、ここは残すと、その代り国がある程度、ほとんどお金もつけてやるし、活用方法等々で計画なんかにも相談に乗るしと、そういうフォロー体制を作っていたかかないと、こういうものっていうのは、私どもも今回は非常に残念というのは所管している立場としいたしましては、その気持ちでおりますので、そういったことができるような、形に何か考えていきたいと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

(教育長)

他の委員さん方よろしいですか。はい、それでは、報告ということでございます。

これまでのところで、補助執行分については、全て終了いたしましたので、総務部の職員の方々はこれにてご退席いただくということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ここで休憩を取らせていただきたいと思いますので、25分から再開をさせていただきたいと思います。休憩に入らせていただきます。

(休憩)

(教育長)

時間になりましたので再開させていただきたいと思います。続きまして事項書の2番、協議事項の桑名市学校教育あり方検討委員会諮問事項等について、事務局から説明を求めます。

(学校・園再編推進室長)

学校・園再編推進室長の山下でございます。よろしくお願いたします。再三ご検討いただいております、桑名市学校教育あり方検討委員会の諮問事項について、再度、修正をお願いしたいと思っておりますので、ご協議をお願いいたします。

主な修正箇所として2点ございまして、1枚めくっていただきますと、A4の文書の方がございまして、諮問文の修正前と修正案がございまして、1点目でございますが、2の諮問理由のところでございますが、下線の部分を修正案のとおり文書整理いたしまして、一部文書を入れ替えて追記しております。

読ませていただきますと、修正前『平成19年度より小中連携を行い、中学校区毎に子どもたちの実態を踏まえ課題設定を行い、子どもたちの「育ち」と「学び」の育成に向けた取組を行ってまいりました』ここを修正案としましては、『子どもたちのより良い「育ち」と「学び」の育成に向け、中学校区毎に子どもたちの実態を踏まえた課題設定を行い、平成19年度より小中連携を取り組んできました』と修正させていただきたいと思っております。

2点目でございますが、修正前の3段落目、また小中学校に続く下線部分でございますが、当初、平成30年度に多度東小学校で複式が生じる状況でしたが、現時点で情報を整理したところ、転出入の関係で来年度より城東小学校の方で複式が生じるというような状況になってまいりましたので、修正案といたしまして『少子化等の進行により、平成28年度には本校27小学校のうち11校が各学年1学級の単学級に、さらには、新たに腹式学級となり、全学年5学級以下の学校も1校生じております』というような形で修正させていただきたいと思っておりますので、ご協議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。城東小学校が複式になるのが大きな問題です。

(米田委員)

なんとかもつかもとおっしゃっていたけれど、

(教育長)

あれだね転出があつて。

(学校教育課長)

ぴったり16人になってしまったんです。

(教育長)

転出が急にありまして、そういう状況になりました。あり方検討委員会の諮問でございますが、いま説明のありましたような修正を加えてさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは引き続きまして、3月議会の報告を教育部長ですね、よろしくお願いします。

(教育部長)

教育部長の石川です。資料はございません。主だったものだけ概略を説明させていただきますのでよろしくお願いします。予算の事を何点か聞かれております。誰がどうという話ではなくて予算執行率が非常に高いと、それは流用も含めて、学校現場にお金が足りないのではないかということ、それから予算配分は各学校にどんなふうになっているのか、指導書等が不足しているのではないか、先生に行きわたっていないのではないかということでご質問いただきました。

それに対しては、学校の児童生徒数の割合に応じて配分させていただいておりますが、指導書については、やっぱり足りない部分もあるので、工夫してやっておりますというようなことですが、出来るだけ教職員の数に応じて見直しをかけていきたいと答弁させていただきました。

それから予算に関して、もう1点は、ちょっと意味合いが違う所があるんですけども、実は駅前整備事業がありまして、その中で東西自由通路がありますが、その中で市長が思いを述べられたことがありまして、今度出来る医療センターまでの通路を、というようなことをちょっと発

言された部分がありまして、それはそれで理解する部分もあるが、今、教育や福祉の予算が非常に厳しい中で、その予算をかけることはどうかということで、教育予算はどうなんだという質問がありました。当然、市の方針に従って一生懸命に工夫をしてやってきておりますし、今後は子どもたちのため、学校のために予算要望をしていきますということで答弁をさせていただきました。予算に関わることについて2点ございました。

それから代表質問でもう一つあったのは、2000年から使われておりました、人権同和教育の副教材あゆみを改訂させていただくということで、予算を今回あげさせていただいたところ、人権教育についての施策について、法律が失効している中で、いつまで続けるのかとご質問いただきました。教育としては人権教育を同和教育なんかが中心となってやらせていただいておりますが重要なことだと考えており、引き続きやっていっていきますということを答弁しました。

それから貧困の問題、総合教育会議でも出てきましたが、貧困のことを何点かご質問いただいております。先ほども教育総務課長も説明させていただいたように、いわゆる就学援助はわかるけれども、どんな実態なんだということ、それから周知の方法はどうなんだという質問をいただきました。基本的には生活保護は福祉部になるんですが、学校は家庭訪問等を通じて子どもの様子がよくわかるところにあるということで学校が福祉と連携をとりながら保護者にも働きかけをして、そういう制度があるということも改めて周知をしている場合もありますということをお答えさせていただきました。それに伴ってもう一つ言われましたのは、高浜市でこういう例があって、いわゆる貧困の状況の子と、それから不登校の関連性はどうかというようなことがありまして、今後はそういう視点も持って、そういう分析もしながら対策に取り組んでいきたいということ答弁させていただきました。現時点では、そういう分析をまだしてはおりませんので、ということでお答えいたしました。

それから、あり方検討委員会のことをご質問いただきまして、これはいわゆる教育委員会がやっていくことはわかると、それを市としても小中一貫校となっていくことについては財政上もいいと、これに他の部署、市長部局はきちんと協力する気はあるのかというようなご質問を教育だけではなくて市長部局にもいただきまして、全市的に取り組むということで答弁いたしました。

それから教育大綱とくわなっこ育成方針の関連性について、というところでご質問をいただきまして、当然、総合教育会議では、くわなっこ育成方針の理念とか概念を市長さんにもお伝えさせてもらっていると、このたび教育大綱を作っていただきましたので、今後育成方針を定めていく中では、それを斟酌してやっていきますということをお答えさせていただきました。

最後ですが、いじめの状況の事を聞かれたことと、教育委員会の公開性について少しお話いただきましたが、教育としてはここ数年の取り組みで、教育委員会は公開してオープンになってきているというふうに考えておりますので、それについての答弁を求められたわけではありませんでしたので、ご意見だけで留まりました。いじめのことについては桑名市としてはよくやっていると、というようなお声もいただきました。

以上です。

(教育長)

はい、ありがとうございました。報告ということでそんな話題が議会ではご質問等をいただい

たということですが、今後のことを考えていきますと、今、公共施設マネジメント課というのが27年度から立ち上がりましたが、その中でアクションプラン、総合計画を作っていくというようなことで、そのアクションプランを来年1月あたりに第1次の公表をするということがございましたので、それと私どもが今から進めていこうとする学校教育のあり方検討委員会の答申はどうなんだと。どちらが優先するのかというようなこともかなり議員さんたちとしては気になっているというところでもございました。

それについては部長が申し上げた通り、あり方の中に財政当局や政策当局の者が入ってくるということですので、いま考えておりますのは学校・園再編推進室長、来月からは教育環境整備室長になるわけでもございますけれども、室長を中心にやってもらうんですけれども、事務局の副にマネジメント課の主幹あたりを起用しようかというようなことを公室長あたりと話合っているところでもございます。透明性を出せよというのが議員さんたちのご指摘でしたので、また6月議会でどうなっているのかというご指摘を受けるのではないかと考えております。

それから人権教育につきましては、法が失効しているのではないかということについて、部長が申し上げた通りでございますけれども、きちんと答弁もさせていただいたということでもございます。別の議員から要するに部落差別を中核にしながらか、同和教育を根幹にしてというのはわかる。しかし、障害者差別とか男女差別とかあるいは外国人差別等も、あゆみの中に盛り込んでどうかと、あゆみを見せてもらうと、少しそういう部分が薄いのではないかというようなご指摘もいただいているわけですが、そのあたりも含めて編集をし直すということでもございますけれども、あくまで申し上げたのは、部落問題を、これまでやってきた人権同和教育を核に据えてですね、編集をするということは申し上げたところですが、議員さんの中にはそういうご要望もあったということです。

今後も予算については質問されそうでした、図書費の話もバックにありましてですね、教育委員会はもっと要求しろというようなおっしゃり方をさせていただいたのですが、駅西の事業、あるいは自由通路とか、上空通路という言い方が出てきたわけですが、そういうことの議論があるかと思っておりますので、今後も子どもたちに必要なもの、学校現場に必要なものについては、しっかりと要望をしていこうと思っておりますので、また委員さん方にも色々と教えていただきたいと思います。それでは先に進めさせていただこうと思っております。組体操による事故の防止について、指導課長。

(指導課長)

指導課長の山川でございます。組体操による事故防止についてでございます。3月25日付で県教育委員会及びスポーツ庁から「組み体操における事故防止について」という通知文が届きました。

資料『「組み体操」における事故防止について』をご覧ください。これは県教育委員会から届いた通知文でございます。このほか、県教育委員会から『「組み体操」における事故防止の指導上留意点』が、スポーツ庁からは『別添(写)組み体操等における事故の防止について』、『別添組み体操等による事故の状況』、『別添1 組み体操による事故の状況』、『別添2 事故防止に関する参考資料』が送付されて参りました。なお、ピラミッド、タワーの図がお手元の資料の次のペ

ージにございますので、そちらも参考にしながらよろしくお願いします。

これらの通知文には、事故が発生する状況や事例、事故防止のための留意点や実技指導などについて丁寧に解説されています。

また、県教育委員会は、ピラミッドの高さは5段を越えない、タワーの高さは3段を越えないという目安を示してございます。

市教育委員会としましては、組み体操を実施するに際し、ピラミッド5段以内、タワー3段以内を目安として、4月の校長会議で以下の内容についても指導します。

1. 組み体操実施に向けて、学校全体で、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねを計画的に進めるとともに、通知文を参考に校内研修等を実施するなど事故防止に努める。2. 組み体操の練習に入る前に、改めて事故が発生しやすい状況を全教職員で共通理解し、安全確保を確実に行う。3. 実施にあたっては、安全を第一に考え、「中止する」「技を変更する」など、児童の実態に合わせて対応する。4. 万が一、事故が発生した時のために、応急手当等の学校体制を確立しておく。

以上のことを4月の校長会議で指導していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

(教育長)

指導課長から報告がありました。この件につきましては前回もご議論いただいて、総合教育会議の場でも触れていただいたところがございますが、ただいまの指導課長の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(伊藤委員)

国は、組体操を実施するのに完全に安全が確保できるならば、という言葉になっていなかったか。県はそういうことを踏まえて作ってないと思う、国の方が後から出たから。そうすると、各学校に任せていいのか、その判断を。気の毒のような気がする、もの凄く責任重大になってくる。国が完全に安全を確保できるならばと謳っているのに、どんなことしたって完全なんてありえない。安全と言われると責任ということが必ず付いてくるので、本当にいいのだろうかと思う。市もバックアップしてあげないといけないので、各学校に任すのではなく、ある程度基準は作ってあげた方がいいのではないかなと思う。

(教育長)

国のガイドラインというのは、明確には示していないですね、目安というのは。だから、三重県の場合は、ピラミッドは5段、タワー3段という目安を出している訳だから、そのことについては伝えるんですよ。

(指導課長)

はい。伝えようと思っています。ピラミッド5段以内、タワーは3段以内というのが目安であると伝えたいと思います。しかしながら、事故がタワーやピラミッドだけに限られていないとう

いう実態がありますので、そういうことを考えるとやはり校内研修等々でしっかり、いい資料をいただきましたので、これを使って各学校で研修をして欲しいと思っています。それで段階をおった指導を子どもたちにして欲しいと。あるいは、改めて練習する前にはもう一度、安全確保という観点でもう一度いただいた資料を参考にして確実に安全確保して欲しい、ということから次の校長会議で浸透させていただこうと考えております。

(伊藤委員)

ここまでということ言うならきちんと文書化すべきだと思う。そうしないと各学校で体力とか発達段階に応じた指導というのは当然だけど、でも私が調べた資料によると東京オリンピックから20年間くらいは体力やいろんなものが伸びているが、その後からはずっと落ちている。栄養が行き届いていない幼少期を過ごした子と同じくらいの体力しか今の子はもっていない。現実にそういうことがあるということを知ってないと危険じゃないかなという気がする。

あと小学校グラウンド見せてもらおうと固い、中学校はグラウンド均したりするからある程度表面は柔らかい。小学校では運動靴のままで走っているから、固めているだけになっている。だからそんなことも考えるとピラミッドどころじゃない、落ちたら危ないという気がする、本当に。

もう一つは、教育基本法が改正されて、第一義的には保護者のつていうふうなことがあるでしょ、躰とか。そうすると親に凄く権限があるということだから、そういうことをさせては困ると言われたときは、させることができない状況がある、法的に。そういうこと考えると、もう少し学校の先生らに解るように伝えていかないと、責任だけ負わされるような状況は気の毒だと思う。

(指導課長)

指導課長の山川でございます。ご意見いただきましたので、改めて教育委員会として、どういふところに留意すべきなのかというのを、いろいろ調べまして、教育委員会として特に留意すべき事項をまとめ直して、より具体的になるような形で校長先生方にお示ししようと考えております。

(教育長)

だから、数字は言うんでしょう。

(指導課長)

数字は言います。

(教育長)

だったら別に、基本的に組体操は禁止という訳ではないと、桑名市としては。あと、県が示しているような目安については、桑名市もそれと同じ考えでいると、いうことは言う訳でしょ。

(指導課長)

はい、言います。

(教育長)

伊藤委員がおっしゃっていることについては、きちんと対応させていただくことになります。

(伊藤委員)

県の組体操における事故防止の指導、留意点を十分留意することっていう一文をちゃんと書いておいたら。

(指導課長)

わかりました、ありがとうございました。

(伊藤委員)

こういう根拠を示しておかないと、先生方もわかりにくい。それを逸脱したら学校長が完全に悪くなるわけだから。これはもう法に近いのだから、そういうことを先生方にも知ってもらわないと。一生懸命にやっていることが、空回りしてくるような気するので。

(教育長)

それは徹底させていただくということで。指導課長が申し上げたように、昨年度、いわゆるピラミッド、タワーで怪我をしたという子どもたちは3分の1かそれ以下なんです。それ以外にここで言うと、飛行機や肩車で怪我をいいる状況がありますので、やはりちょっとそのへんも含めて指導をしていきたい。

問題なのは、校長さんに言っておいたにも関わらず、今年度も相当高いところまでやった学校がございましたので、特に高学年の先生に徹底する必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、それ個別に指導主事ともやらそうかなと思っています。

(稲垣委員)

この三重県が作ったこの資料は、非常にわかりやすいですね。こういうのは現場の先生レベルでこういう資料は手元には届くものなんですか。

(指導課長)

届きます。

(稲垣委員)

要は確実に読んでいるのか、どうなのでしょう。

(指導課長)

事前に校内研修をすると言うのは、この資料を使って校内研修をする、あるいは実施する直前には改めてもう一度確認するとうことを申し上げたのは、確実に先生方にこの内容を知っていたきたいという意味です。

(教育長)

指導課長、伊藤委員がおっしゃっていたように、明記するというのはどうか、この留意点について熟読のうえ指導すると。

(指導課長)

わかりました。

(米田委員)

これって、読んだら、それでもやりますかっていう気になるところもありますよね、事故事例見て、落ちて怪我した子の立場で、もちろん痛いし、辛いけれども、中には上の段、下の段の子がバランス崩したので上の段の子が落ちてという事例もあるのわけですよね。そうすると自分のせいで彼は怪我をしてって、その心の傷っていうのもあるので、そのあらゆる児童の事故事例を読んで、自分の所は無関係っていう訳ではないので、こういうことが起こったときも考えて、するかどうかっていうのは、難しい所だなと思いますけれども。

(稲垣委員)

斜め読みしたのでよくわからないんですけども、3段にするとかっていうのは。もうちょっと具体的な基準が、例えば我慢できないとか、結構でていたので、例えば3秒以上とか10秒とかみんなで数を数えるとか、そういう時間的な区切りとか。現場の皆さんなら多分、一番わかっていると思うんですが、そういう具体的な基準がもう2つ、3つ、なにか桑名市で出せたらいいのかなと思います。

(伊藤委員)

なぜ私があえて言っているかというのと、この前小学校の卒業式でね、PTA会長さんが祝辞で、やっぱり組体操は素晴らしいなと述べられていた。そうすると学校としては、できないとは言えない空気があると思う。そうすると、各学校に任せるというのは、先生方の負担が大きいと思う。だから、国から通知があつて、県からも通知があつて、だからこうするというのを市教委が示さないと、校長先生が大変だと思う。

(米田委員)

大阪の事故の際も保護者からの希望が強いので、だんだんエスカレートしていったという報道があったわけですよね。保護者さん、現場でこれ熟読するだけではなくて、保護者さんの要望がすごく、なぜ教育委員会は止めろって言うんだ、3段で止めろって言うんだっていうのがあった時には、ここの事故事例で自分のお子さんが怪我をしたらと考えてみてくださいと言えるくらい強く出ないといけないのかなと思います。

(教育長)

教育委員会に言ってきていただければ、きちんと説明させてもらうんですけども、学校の校

長先生に一番負担をかけるといけない思います。

(米田委員)

教育委員会までってしていけばいい訳ですよ。先生方で処理されるのではなくて。

(教育長)

その為にガイドラインとか一応今のような形で、3段とか5段とかという段階で、あるいは稲垣委員がおっしゃっていただいたように、3秒とか書くべきかもしれませんが、ある程度段数を示すと校長先生としてはやりやすいと思います。

こういうふうに教育委員から指導を受けているんだと、そうなる教育委員会の方へきますので、そうするとしっかり説明をさせていただけるというシステムが出来るのではないかと思うんですね。

去年もある程度言ったんですよ。校長会には指導課長から、5段程度という話をしたにもかかわらずですね、7段をやっていたところが2校あった。あとで校長を呼んで指導しましたが、そのようなこともありますので、ある意味徹底をしていかないといけないと。やはり重篤な事故が起こってからでは遅いので、教育的な効果と、それから安全確保というものを頭に入れながら各学校に指導していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(指導課主幹)

指導課主幹の谷岡でございます。小学校現場で組体操を指導した経験が何回かあるんですが、やはり大きな、高いものに関してはある程度、教師の側も子どもの側も緊張します。3分の1くらいというあたりは、例えば倒立をする場合、腕の力云々で、倒立を出来ない子がいるということで、ある学校によっては出来ない子がいるので、支えるだけの役割をして、Aさんは倒立をするけれども、Bさんはしないという形で、事故を防ぎながら達成感を持たせるという工夫をしている学校も既にあります。

しかし、最近は支えるのも難しい子も出てきているみたいなあたりで、いわゆる大きなタワーを作って周囲に移ってという強弱をつけられるものはいいのですが、二人ペアだとか三人組が均一にみんな同じにしようという種目が結構あります。その時に事故は意外と起こるといえるのか、そこで出来ない子たちが無理をしたり、支えてくれると思って片方は蹴ったりするけど、支えられない子がそのまま倒れていくというような形で、事故ってというのは意外と多いというのは先ほどの何秒というあたりの我慢できないという、そういう部分もかなりあるので、実際には個人の小さなペアの所もかなり留意してやっていかないと、事故は起こるかなということも改めて確認をしていかなければならないと思っております。

(教育長)

担任の先生というのが、指導する先生が一番読んでおいてもらわないいけないことだと思いますので、そこまでちゃんと留意点等が届くようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは、体力・運動能力向上のための取組について、指導課長よろしくお願いします。

ます。

(指導課長)

指導課長の山川でございます。次の資料、児童の体力・運動能力向上のための取組についてをご覧ください。平成27年度全国体力・運動能力等調査結果うち、体力合計点におきまして、中学校では全国とほぼ同じ、小学校では全国よりやや低いということから、児童の体力・運動能力向上のための取組を中心に、報告いたします。

1. 運動好きな子どもの育成、(1) 体育授業 準備運動にサーキットトレーニング型を取り入れる等、握る運動を含めた全身運動を行う時間を確保する。握りに課題があることから、鉄棒、雲梯などを使いながら、握る運動を含めた全身運動が必要であると考えております。一人一人の状況にあった目標を設定するなど、努力すれば多くの達成感を味わえる授業を工夫する。(2) 体育的行事。縄跳び記録会や球技大会等、競い合ったり協力したり、記録へ挑戦したりすることの経験を増やす。

2. 自分の体力に関心を持ち主体的に運動する子へ。(1) 体力調査の継続実施。体力調査を継続的に実施する。継続的に実施するとは、4年生・5年生・6年生で実施したり、全学年で実施したりすることを意味します。中学校ではすべての学校で全学年実施しております。(2) 体力調査の結果の返却。個票を作成して子どもたちに伝えるということでございます。(3) 体力調査の結果の積み上げ。毎年度の結果を記載したカードを持ち上がるなど、自分の成長を長期的なスパンで確認できるようにするというところでございます。

3. 教員研修の実施。子どもたちが持っている能力が最大限に発揮できるようにするため、また、今後の体育の授業等における指導のポイントを学ぶために、4月26日に体育担当者を集めて研修会を実施します。

4. 保護者への啓発。なぜ、体力が大切なのか、家庭でできる体力向上の取組など、学校日より、保健日より等を通じて、保護者への啓発を行います。そのための情報提供を事務局より行います。

続きまして、第3回総合教育会議において、体力の向上についてご議論いただきました。その際、教育委員会で改めて分析、検討すべき事項について、ご意見をいただきました。その点を踏まえて、再度、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について結果を分析し、課題を整理しましたので、ご報告申し上げます。次のページをご覧ください。資料の1ページをご覧ください。

なぜ体力が必要なのかということについて、共通認識を持つべきというご意見をいただきました。体力、体力向上の必要性にかかわる内容を「子どもの体力向上のための総合的な方策について(平成14年中央教育審議会答申)」から抜粋したものでございます。

「Ⅱ 子どもたちに求められる体力とは」の1行目にありますように、体力の意義から踏まえると、求められる体力は、運動をする体力と健康に生活するための体力でございます。また、ページの上段「Ⅰ 体力向上の意義」の3行目にありますように、小学校低学年以下の子どもにとって、体を動かすということは、体の使い方を会得することや、脳の発達を促すこととなり、たいへん重要なことであります。

3 ページをご覧ください。1 週間の総運動時間の分布比較でございます。1 週間の総運動時間の市平均は、小学校におきましても、中学校におきましても男女とも全国平均を上回っております。右下のグラフをご覧ください。中学校女子でございます。1 週間の総運動時間が1 時間未満の生徒の割合がグラフの一番左側に示されております。棒が桑名市で折れ線、点が全国平均となっております。これが全国・市ともに高く、市の割合は全国の割合を上回っております。

4 ページをご覧ください。中学校では運動部等に所属している生徒とそうでない生徒の総運動時間でございます。グラフのとおり、運動部に所属している生徒とそうでない生徒の差が大きく、2 極化傾向がはっきりしております。

体格、①中学校2 年生女子の痩身傾向の出現率をご覧ください。桑名市の平均出現率は、全国の2 倍以上になっております。表やグラフでは表してございませんが、学校別では3 校に課題があります。全国平均の3 倍以上、3 倍程度の出現率となっております。桑名市の出現率は、平成25 年度から3 年連続、全国平均の出現率を上回っております。

5 ページをご覧ください。中学校2 年生女子の痩身傾向における生徒の1 週間の総運動時間の平均は、全国平均より上回っております。また、痩身傾向の中2 女子生徒においても、1 週間の総運動時間で2 極化が見られます。また、下左側のグラフのとおり、総合評価比較において、市内全生徒と痩身傾向生徒とでは、大きな差は見られません。「運動が好きか」というアンケートにおきましても、下右側のグラフの通り、大きな差は見られません。

6 ページをご覧ください。体格の変化でございます。平成27 年度中学2 年生は、平成24 年度は小学5 年生でした。同じ子どもについて、小学校5 年生から中学校2 年生にかけての体重、身長の変化をグラフにしたものです。一番上左のグラフをご覧ください。桑名市の平成24 年度小学校5 年生の平均身長は139.3 センチ、平成27 年度中学校2 年生になったときの平均身長は159.83 センチであり、その伸びは+20.53 センチ。同様に全国の平均身長の伸びは+20.99 センチであり、桑名市と全国とに大きな差はございません。

一番上右のグラフは女子の平均身長の変化でございます。同様に桑名市と全国とに大きな差はございません。中段左のグラフは男子の平均体重の変化でございます。全国平均の伸びは+14.48 kg に対して、桑名の平均の伸びは+12.60 kg でございます。全国に比べて体重の伸びが緩やかになっております。中段右のグラフは女子の伸びを表しておりますが、女子においても全国に比べて体重の伸びが緩やかになっております。

以上のことから、全国との比較において、中学生は、わずかではございますが「痩せ」の傾向にございます。一番下左のグラフは、痩身傾向の出現率の変化でございます。小学校から中学校への移行に伴い、男女とも全国や三重県より3 倍以上、出現率が高くなっております。

7 ページをご覧ください。中学生から高校生にかけての体格の変化でございます。本市のみの高校生の体格データがございませんので、桑名の状況は分かりません。県平均と国平均との比較において、身長・体重・痩身傾向の出現率の変化に、大きな差はございません。

8 ページをご覧ください。体力向上には、家庭との連携も必要でございます。効果的な取組を文部科学省のホームページから抜粋しました。各学校に紹介いたします。

11 ページをご覧ください。体力と学力に相関があるのではないかという意見をいただきました。グラフは都道府県別の体力と学力でございます。横軸には体力合計点の平均点、縦軸は国語・算

数数学のA問題、B問題の平均正答率の平均でございます。

上のグラフは小学校でございます。体力は平成26年度全国体力等調査で対象は小学校5年生、学力は平成27年度全国学力等調査で対象は小学校6年生であり、同じ子どもの調査結果を使っております。

下のグラフは同様に中学校でございます。

小学校は相関係数が0.55で、体力と学力に相関があると言えます。中学校は相関係数が0.31である程度の相関があると言えます。報告は以上でございます。

(教育長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明、報告につきまして、ご質問ご意見がございましたら、お出し下さい。

(伊藤委員)

ありがとうございました、痩せは極端ですね。

(指導課長)

二極化、運動する子と二極化があるということと、痩せている子も総合評価の割合で言えば、他の生徒と変わらない、あるいは運動が好きですかという分布状況も変わらないということからすると、なぜ痩せの出現率がこんなに高いのかちょっとわからない。

(伊藤委員)

朝食に問題がある可能性があるかもしれませんね。

(指導課長)

朝食の欠食や夕食の欠食については、この調査の中にあるんですけども、子ども一人一人について追跡をしないと、いわゆる給食を頼りにする子がどうなのかを掴みきれれておりませんので、28年度の体力運動テストの時には、欠食率の高い子について、個別の追跡を行うように各学校に指導したいと思っております。

(教育長)

指導課長と話をしていたんですが、高校のデータがないのでそれがちょっとわからない。この段階だけだと、中学校の時に桑名の子はまず背が伸びて、体重があまりついていかないということが大体分かってきた。ところが高校になってそれがどうなるのか。おそらく大人の人はいくらも変わらないと思うんですね。そうすると高校で横に伸びるのかなと思うが、もう少しデータを掴めればはつきりするのではないかと思います。

(伊藤委員)

高校別はあっても、市別はない。

(教育長)

市別はありませんね。そういうデータが掴み難いなど話していたんです。

(松岡委員)

3ページ、これどんなふうを読んだらいいのかなと思うんですけど、中学校で痩せてるというけれども、全国平均と比べて同じようなパターンで運動はしてるんですよね。

(教育長)

そうですね。

(松岡委員)

そう思うとやっぱり、成長のずれなのかなと。桑名の子だけあんまり食べないということはないと思いますが。

(教育長)

食べないということはないと思います。

(松岡委員)

そういう感じで。小学校と中学校のパターンが違うのは、中学校は部活があるからですね。

(教育長)

そうですね。

(松岡委員)

そういうことですね。小学校はずっと長い時間伸びてなかった、少年団とかそういうのに入っている子どもたちが、一生懸命に運動しているんだろうなということで、学校にはクラブが無いので、その山が出来ないということですね。それで、中学校を見ると女子はやっぱり体の成長の関係で、全然運動しない子はいるんだなあと、いうのはありますけれども、男の子もいるんだな、これね。ゼロというあたりね。小学校も中学校もそうですけど、ある程度運動してればいい、最低限の運動をしていればいいかなと思うんだけど、このゼロに近いところは、これは改善の余地があるんじゃないですかね。運動はしなくてもいいというのではなくて、一定量は必ずやらなきゃだと思わすけれどね、そういうなんらかの手立てを考えたらどうかなと思わすけれど、どうですかね、これ全国もそうですけれど、なんかこう、ある程度はしようねと、そういう取組はできないのですか。

(指導課長)

やはりその辺は大事で、やっぱり体育の時間もしくは休み時間、それから行事的な色んな取組に加えて、やはり家庭の協力が必要だと思っておりますので、その辺については学校便り等で

周知をしていかななくてはならない。保護者の方が家庭で子どもにスポーツについて、話をする、あるいは一緒に運動することで、そういう子どもの方が運動する傾向にあるということがわかっておりますので、そういうことも併せて学校便り等で周知をしていくのが、その対策の1つになるかなと思います。

(松岡委員)

体育でも宿題をだしますか。1日10分走ることとか、少年団ではやっていますよね。

(米田委員)

運動の定義が、大人だったら1日10分ウォーキングすれば運動になりますけれども、うちの息子は吹奏楽部なんですけど、でも登下校で20分近く歩いていく訳ですよ。大人だったら1日40分ウォーキングしたら立派に運動していると思うんですけど、中学生にあなたの運動時間と言った時の、その運動の定義がどうなのかなと。

(松岡委員)

体動かしていますかというアンケートだったらちょっと違ってくる感じでしょうね。

(伊藤委員他)

そうですね。

(米田委員)

自転車通学の子だと坂があればかなりの運動量になるし、ちょっとその所が分かりにくいですよ。

(教育長)

それともう一つちょっと心配なのは、体育の時間の運動量とかあるいはいわゆる休み時間等と言っていましたけれども、学習指導要領変わりますが、英語入ってきます。もう一杯で30コマほとんど使うような感じになるので、そうすると何かを減らす感じの動きもある。また体育を105時間あったのを90とかに減らされてね、そういう動きもあるので、注視していかないといけない。今度、帯タイムを作りたいとか、モジュールでやりたいとか英語の考え方で文科省が言っているので、桑名は今まで昼の休み時間を20分休みとかいうのをやってきたんです、できるだけ時間を確保しようと。それを例えば英語の20分のモジュールをやると、そういう動きになると大変だなと、かなり心配しているという状況です。

(米田委員)

20分休みは貴重ですよ。

(教育長)

桑名は、教育方針で出来るだけ小学生は太陽にあてるというか、遊びに行くということでやってきていますので、ほとんどの学校が20分休みをやってくれていると思うんですが、ちょっと国は反対の動きをしているなど感じているんですね。体育も105時間は保障してもらわないといけないと思っています。

小学生の場合は、いわゆる歩くとか走るとかということではなくて、基本の運動っていうのをきちんとやっていかないといけないと思いますので、非常に貴重な体育の時間だと思うんです。ある程度、県にも言っていくつもりですが、国で学習指導要領はこうですと出されると、かなりやりにくくなるなどと思っています。

(伊藤委員)

痩せの出現率やいろんなこと、大人になったら皆同じようになるということは、私は、桑名の義務教育でやってもらっていることが高校、大学で花開いていると思うんですよ。

それはやはり根っこをちゃんと育ててあるかどうかという問題だと思う。着る服ばっか良くしたって、根っこが育ってないと伸びない。そんなところがいろんな問題につながっているような感じがします。だから桑名市らしさを大事にしてもらったらと思います。

(稲垣委員)

総合教育会議での意見をよくまとめていただいております、ありがたいなと思います。

まず、1ページの運動と体力が違うことであったり、あと8ページにまとめていただいた家庭との連携みたいなところであったり、先ほども言いましたけれど、体を動かすことが大事だよ、運動することも大事だけれども、体を動かすことが大事だよというのが本当に家庭と一体になって取り組むことができれば、桑名市でもこういうことができたらいいなと改めて思いました。家庭に体を動かすことが大事だよということを伝えられる何か仕組みが出来たらいいなというのが1つありました。

やっぱり個人的には女性として、この中学生の痩せているのは気にはなり、まあ、確かにデータ的にみると成長の一環と一言では言えないんですが、やはりその彼女たちは内面に何が起きているのだろうというのが気にはなっていて、これは非公開でいいと思うんですが、4ページの最も高い出現率の市内中学校というのが気になって、差し支えなければどこの中学なのか、そういうところから読み取れる何か、彼女たちの内面的な課題みたいなものがあるかとか、ちょっと教えて欲しい。

(指導課長)

非公開のところでもう少し詳しく報告させていただきます。

(稲垣委員)

わかりました。

(教育部長)

統計の中で主観的な話で申し訳ありませんが、自分が小学校に行った時にこういう話がありました。子どもが成長するところがある、どこで成長するかというと夏休みが終わると身長が伸びる、と言われていました。そうするとなぜ夏休みかということ、やはり人間関係の問題がなくなるんです、そういうことが1つあるのかなというふうに思います。申し訳ない、主観的な話です。私の娘はいま高校1です、ぶくぶくと成長しています、完全に痩せから。ダンス部に入っているので、5月か6月くらいにイベントがあったんですが、それと同じものを着れないという友達が何人かいる訳です。そういうことがあるかなと思います。

そうすると桑名という場所で考えると、進学にあたって多岐にわたります、進路が。南の方だったらこの私学しかないとか、あるいはそういう意味のストレスはあるとは思いますが、そんなこともある意味連動してくる部分もあるんじゃないかなというふうに思われます。

稲垣委員がおっしゃった内面というのは非常に重要な部分であるとは思いますが、痩せているから体力が落ちているということではないので、さきほど指導課長が申し上げたとおり、食事についてはもう一回分析をし直してということ。

それから、皆さんが好き勝手に言うので、全国的な話ですが授業しろ、あれしろと言って、体力だけが置き去りにされて、それが低いとなるとまた言うてくるようになるので、やっぱり伊藤委員がおっしゃったとおり、もう桑名が大事だと思うことをやっていかないとだめだなと思います。

残念ながら中学校からロードレース大会が消えて久しくなっています。これは交通事情もあります。ロードレース大会があるときは、駆け足運動をするので受験生にとっても、良かったんです、本当は。そんなことも大切にしながら取り組んでいかないといけないなと思いますので、改めて、分析も含めてやりたいと思いますのでお願いします。

(教育長)

では先に進めさせていただきます。桑名市いじめ問題対策連絡協議会「いじめ問題を考える学習会」について、

(指導課主幹)

指導課主幹の谷岡でございます。去る2月13日に桑名市役所5階中会議室で開催しました桑名市いじめ問題対策連絡協議会主催「いじめ問題を考える学習会」についてご報告いたします。

「いじめをなくすためにできること～子どもたちの今、わたしたちの今～」をメインテーマにした今回の学習会には、保護者等14名、教職員等学校関係者7名、連絡協議会関係者13名、計34名に集まっていただきました。昨年と同規模の数でございます。

内容につきましては、三重大学の地域貢献活動支援事業と重ねまして、三重大学の学生総合支援センター講師の後藤綾文先生の協力を得て、桑名市いじめ問題専門員会委員の三重大学教育学部学校教育講座教授 瀬戸美奈子先生のお話等をもとに、ワークショップを行いました。

参加者一人ひとりが、いじめをなくすために自分ができることを具体的に考えましょう、というようなものでございまして、アクション・メッセージツリーと題しまして、七夕飾りのようにクリスマスツリーに行動宣言をつるしました。完成したツリーにつきましては、現在この桑名市

役所2階エレベータ前に啓発展示をしておりますので、お時間があれば是非ご覧いただきたいと思っております。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、先のいじめ問題専門委員会答申においても、情報連携も大切であるが、より行動連携が重要であるとのこと指摘を受けております。今後も、保護者や教職員がいじめの防止等に向けた取組ということで一緒に考える機会として、継続してまいりたいと考えております。以上です。

(教育長)

ご質問等ございましたら、お願いします。

(伊藤委員)

私も自分が教師をしていた時にいじめを見つけられたかなという反省をすると、なかなか見つけられなかったと思う。だからいまやってもらっているのは、いじめをしないようにしてもらおうと。その専門委員会だと、いじめが起こったときにどうするかということになるわけですね。

いじめを知るためには何が一番大事かということをいろいろ考えていくと、先生あるいは保護者、それぞれが子どもから信頼されているかどうかということに落ち着くんじゃないかと思えます。話したら解決してもらえるかどうかという。学校の先生方が少しでも信頼されてほしい、そんなところがすごく大事だと思うので、やっぱりいじめに対してだけではなくて、それこそ人権になるけれど、そういうところが大事なので、根気よくやっていただきたいと思っております。

(教育長)

ありがとうございます。他の委員の方、よろしいでしょうか。それでは、非公開の部分は後にさせていただきますので、連絡事項について事務局から説明をお願いします。

(行事予定、連絡事項を伝達)

(教育長)

それでは最後になりましたけれども、非公開の議事に入りたいと思っております。事項書3の報告事項、小・中学校における課題対応について、お願いします。

【非公開にて議事を進行】

小・中学校における課題対応について報告

(教育長)

以上をもちまして、平成28年3月の桑名市教育委員会定例会を終らせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時49分終了)